

浜松市観光アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 浜松市の観光振興政策を戦略的かつ効率的に推進することを目的とし、この分野の専門家が有するノウハウや知識、さらにはネットワークなどを活用するため、「浜松市観光アドバイザー」(以下「観光アドバイザー」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 観光アドバイザーは、前条の設置の趣旨に賛同した者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 観光の分野で活躍する者
- (2) インバウンド誘客、コンベンション誘致のほか、本市の観光事業等に貢献することが見込まれる者

(委嘱の期間)

第3条 観光アドバイザーの委嘱の期間は年度毎とし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 市長は、観光アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

- (1) 本人が任期の途中で死亡したとき。
- (2) 本人が特別な理由により観光アドバイザーの職を辞する意思を表示したとき。
- (3) 疾病等により、観光アドバイザーの活動を続けることが困難なとき。

(人数)

第5条 観光アドバイザーの人数は、3名程度とする。

(活動内容)

第6条 観光アドバイザーは、次に掲げる活動のいずれかを行うものとする。

- (1) 本市の持つ観光面における魅力、地域資源等を取材し、情報発信をすること。
- (2) 観光交流課長が必要と認めた事項及び本市が行う観光施策等について、適切な指導・助言を行うこと。
- (3) 本市で開催される観光会議等で講演すること。
- (4) テーマに応じ、事業の企画立案や実施についてアドバイスを行うこと。
- (5) 前4号に定めるもののほか、本市の観光イメージの向上を図るための事業に可能な範囲で協力すること。

(報酬等)

第7条 観光アドバイザーに対する報酬は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電話やメールでの随時アドバイス業務及び年4回程度の市内での企画会議等への出席(もしくは年4回程度の取材・情報発信活動)に対し、年額25万円を上限とする額とする。
- (2) 講演謝礼は、一回あたり15万円を上限とする額とする。

(3) 観光アドバイザー業務を行う上で必要となる本市までの交通費については、本市の旅費規程に基づく旅費(ただし、旅行諸費を除く。)を支払うこととする。

(庶務)

第 8 条 観光アドバイザーに関する庶務は、産業部観光・シティプロモーション課で処理する。

(細目)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。